

GAP等認証取得等支援 Q&A (No.1)

No	質問	回答
応募の要件について		
1	GAP認証取得等支援を受けるための補助対象の要件はありますか。	実施要領 第2及び第2-2をご参照ください。
2	個人事業主でも応募できますか。	補助対象者の要件を満たしていれば応募は可能です。
3	すでにGAP認証の取得をしているのですが、更新・継続にかかる費用は対象となりますか。	対象外となります。対象となるのは新規の認証取得の場合に対する経費のみです。
4	GAP認証の取得はまだ出来ていないが、すでに審査・研修機関に申込しており、取得に向けた取り組みを開始し経費が発生している場合、採択までにかかった費用は補助の対象になりますか。	対象外となります。採択後に発生した経費が対象となります。
5	他の補助事業で支援を受ける予定となっている取り組みでも申請は可能ですか。	不可です。同一の取組に対して重複した支援は受けられません。 ※異なる取組に対して複数事業の補助を受けることは差し支えありませんが、他事業の事業計画書等、内容が本事業と重複していないことを示す書類を提出する必要があります。
6	同一の事業者が有機JAS認証・GAP認証取得両方で同時に応募は可能でしょうか。	可能です。ただし、同一の取組（同一の商談会への出展等）を両事業で重複申請しないようご注意ください。
7	過去にGAP認証を自費取得していたが、経営状況により更新していなかった場合、再度GAP認証を取得する場合には対象となりますか。	過去自費で取得したGAP認証と同じカテゴリ一つ同じ認証の種類で支援を受けることはできません。
8	実施要領 第2の“過去に輸出目的での認証取得の支援を受けたことのある事業者の取組については支援対象としない”の“認証取得の支援”とは国の事業のみを指すのでしょうか。県や自治体独自の支援歴はどうなるのでしょうか。	国の事業のみを指します。
9	実施要領第2の“過去に輸出目的での認証取得の支援を受けたことのある事業者の取組については支援対象としない”の“取組”とは、認証+商談（事業全体）を指すのか、各認証の区分の事業を指すのか、どちらでしょうか。	認証+商談（事業全体）を指します。
10	実施要領 第2の“過去に輸出目的での認証取得の支援を受けたことのある事業者の取組については支援対象としない”について、過去に受けた認証取得の支援は本事業に限定されますか。他の補助事業も含まれますか。	他の輸出目的での認証取得に係る補助事業も含まれます。
11	独自にGAPの“穀物”の認証を取得している場合で、新たに“青果物”や“茶”の認証を取得する場合は、対象となりますか。	対象となります。
12	複数の経営体が所属する団体(部会等)の中で過去に支援を受けた事業者、受けていない事業者が存在する場合、商談への補助はどうなりますか。	すでに支援実績のある事業者の取組は支援対象外です。 例えば、部会で団体認証を申請。A(過去に支援実績あり)・B(新規) 商談会でBだけの農産物を出すのであれば、明確に線引きが可能のため、支援対象になりますが、誰の農産物なのか特定できるような商談ではない場合、商談費については支援の対象外となります。
13	過去に国の補助金事業にて認証取得の支援を受けました。本年度は構成経営体数の拡大を回る場合は対象となるのでしょうか。	新たに団体に追加する農業者等が支援対象となります。 支援額は、実際に要した額（全体額）を、既に団体を構成している農業者等の数と新たに団体に追加する農業者等の数で按分等により、新たに団体に追加する農業者等がGAP等認証の取得の取組に要した費用を算定するものとします。
14	過去にGAP認証で国からの輸出目的での認証取得に関する支援を受けた実績があり、今年是有機JAS認証を取得予定です。この場合補助の対象となりますか。	対象となります。

No	質問	回答
補助対象経費について		
15	実施要領第4-3「補助率：1/2以内」「補助率：定額」とはどういう意味でしょうか。	「補助率：1/2以内」 審査会で認められかつ、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できた額から消費税仕入控除税額を除いた経費のうち最大で1/2が補助の対象となります。 「補助率：定額」 審査会で認められかつ、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できた額から消費税仕入控除税額を除いた経費全額補助となります。
16	どこまでが補助対象経費の範囲となりますか。	実施要領 第4または別紙3の2をご確認下さい。
17	採択後に、実際に事業に係る費用が増額した場合、補助額の増額は認められますか。	やむを得ない事情を除き、原則お認めしていません。 (個別の事案につきましては事務局へご確認をお願いします)
18	補助を受けるための取り組み要件はありますか。	実施要領 第2-2 および第3-2をご参照ください。
19	輸出を目指さない場合でも対象になりますか。	対象外になります。
20	輸出代行業者など別事業者を経由しての輸出は「輸出の取り組み」として認められますか。	認められます。
21	実施要領 第2-2(2)で求められる輸出実績や計画について、事業実施者の親会社（もしくは子会社）の場合でも該当しますか。	該当しません。
22	展示会への出展は複数回でも補助の対象となりますか。	対象となります。ただし海外輸出に向けた取組が見込めるもののみが対象です。その旨、事業計画の商談方針にしっかりご記載下さい。
23	国外の展示商談会は補助の対象として認められますか。	国内外ともに支援の対象となります。
24	オンライン商談展示会など費用のかからない場合でも、商談実績の取り組みとして認められますか。	認められます。ただし、海外輸出に向けた取組が見込めることが条件です。
25	ECサイトへの出店(企業ページの開設等)した場合の商談の実績や経費は認められますか。	認められません。(サイト内での常時出店で商談受付等の受動的な取組は対象外)
26	通販サイト内(AlibabaやAmazon等)で開催されるマッチングサービスやオンラインの商談会を活用したいが、登録料や基本使用料金は補助の対象となりますか。	対象となりません。ただし、経費のうち商談に係る部分を切り分けが可能で、開催される商談展示会の具体的日程や内容がわかり、能動的な活動であれば、出展料に関しては対象とします。
27	認証取得・商談に対する補助金の上限申請額はありますか。	認証取得に関しては実施要領 別紙4を参照下さい。また事業計画、見積等を鑑み、審査会で妥当と判断された経費が交付対象です。補助率は実施要領第4.3を参照下さい。
28	改修・資材導入費の上限は総額で10万でしょうか、それとも改修箇所1カ所につき10万でしょうか。	総額で算定を行います。なお、補助率については1/2以内であるため、 例えば、 ・事業費総額が25万円の場合、10万円 ・事業費総額が10万円の場合、5万円 が、補助金額となります。
29	分析・調査費の上限は総額で5万でしょうか、それとも分析対象ごとに5万でしょうか。	総額で算定を行います。なお、補助率については1/2以内であるため、 例えば、 ・事業費総額が15万円の場合、5万円 ・事業費総額が5万円の場合、2.5万円 が、補助金額となります。
リース導入について		
30	機械リースの導入が認められる場合はどういったケースですか。	実施要領第2の2.(2)でアまたはイを選択した上で、輸出に向けて合理的なリスク管理手法を活用するモデル的な取組として、当社が承認した場合となります。(個別の事案につきましては事務局へご確認をお願いします)
31	リース料ははいくらまで対象となりますか。	予算の執行状況等を勘案しますので、事業HPを確認ください。
32	購入やレンタルも対象になりますか。	購入は対象外になりますが、レンタルは対象になります。
33	機械等のリース導入の対象機械の範囲はありますか。	トラクター・田植機など、あるいは希望小売価格が消費税を除いて50万円未満のものは対象外となります。詳しくは実施要領 別紙2をご参照ください。
34	リース期間終了後の残存価格の算出方法を教えてください。	リース会社へお問い合わせください。
35	リース諸費用の算出方法を教えてください。	リース会社へお問い合わせください。
36	リース物件価格にリース諸費用は含まれますか。	含まれません。
37	リース導入に係る補助額の算出方法を教えてください。	実施要領 別紙2をご参照ください。

No	質問	回答
事業実施期間について		
38	事業の着手はいつからとなりますか。	原則、交付決定の通知書受領後になりますが、詳しくは実施要領 第6-2をご確認ください。
39	事業の実施期間としてはいつまでとなるのでしょうか。	交付決定通知後～令和9年2月26日です。(この日までに認証取得・商談の実施を完了し、支払い証明書類を含めた報告書類一式を提出) ※輸出に関しては令和10年3月末(令和9年度末)まで。
40	事業が当初の事業完了予定日以内に完了する事が困難な場合、どうしたらよいですか。	事務局へご連絡下さい。事業の遅延届を提出頂きます。その場合でも事業の最終締め切りは令和9年2月26日までとなります。
41	事業完了予定日とはいつのことを指しますか。	認証の取得・商談に取り組んだ実績報告書類の提出(経費書類の提出も含む)ができる期日となります。検査完了日や商談実施日ではないのでご注意ください。 ※最終締め切り：令和9年2月26日
必要書類・書き方について		
42	「事業実施経費」の提出に際して、見積書を取得する必要がありますか。	経費の根拠資料は必須です。見積書請求書等を想定しておりますが、それが難しい場合は金額根拠を示す資料(昨年度実績例等)でも構いません。見積書の提出が無い場合は経費の妥当性が判断できない為、補助申請額から減額の可能性があります。
43	先の商談に参加予定のため、開催日程が確定していません。その場合はどうしたらよいでしょうか。	日付までは結構ですので、おおよその開催時期をご記入下さい。
44	展示会や商談が先の予定のため、現段階で見積りもりの取得が難しいです。概算額での記載でもいいですか。	概算額の記載で構いませんが、その根拠となる資料の添付をお願いします。昨年度実績からの引用や価格の掲載されているページ等、可能な限り具体的な根拠数字を提示をお願いいたします。
45	今年予定されている展示商談会の情報を教えてください。	各事業者によって最適な商談会は異なりますので、事務局からのご案内は致しておりません。事業方針に最適な商談・展示会をご自身にてお調べ下さい。
46	補助対象経費として、消費税はどう扱われますか。	消費税額は対象外です。減額して申請頂く必要があります。
47	書類の提出方法を教えてください。	電子メールでのご提出をお願いしております。(添付のファイル形式はそのまま構いません)
48	捺印は必要でしょうか。	不要です。
49	応募締め切り後の応募書類の追加・差し替えは可能ですか。	事務局よりお願いする場合は除き原則、認められません。
50	消費税の計算等で小数点以下が発生した場合はどうしたらよいでしょうか。	小数点以下は切り捨てとなります。
その他		
51	問い合わせは、どうしたらよいでしょうか。	事業HP下部のお問い合わせフォームもしくはメールでのご連絡をお願いいたします。 Mail:export-organic-gap@myfarm.co.jp ※メールにてお問い合わせいただく際は、必ず件名を「【有機JAS認証・GAP認証取得等支援事業】お問い合わせ(事業者名)」とご記載ください。 お電話については募集期間中の平日13:00～17:00のみの対応となります。 ※すぐに出られない場合もございますのであらかじめご了承ください。
52	応募書類提出後、何日くらいで審査結果が分かりますか。	審査会を開きますので、応募締め切り後、2～3週間程度の結果連絡を予定しております。
53	補助金の支払いはいつになりますか。	令和9年3月末を振込を予定しております。(報告書類一式の提出後、事務局での確認を経て、交付額の通知書受領、振込となります。)
54	交付決定通知後の事業計画の変更の場合どうすればよいですか	すみやかに事務局にご連絡ください。内容に応じて変更手続きが必要となります。
55	交付決定通知後の事業の取り止めについてはどうすればよいですか	すみやかに事務局にご連絡ください。採択後は”辞退”であっても取り組み目標に自費で取り組んで頂く必要があります。
56	不採択の場合、その理由についての開示を受けられるのでしょうか。	不採択の理由については開示することは致しません。
57	認証取得に要する費用や認証機関を教えてください。	下記、ホームページをご参照ください。 GAP認証機関一覧 https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_link/index.html#ggap 民間団体による第三者認証を備えたGAP (GAP認証) https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_certification.html GAP普及推進機構/GLOBALG.A.P協議会 https://www.ggap.jp/ GLOBALG.A.P. https://www.globalgap.org/ja/ 日本GAP協会 https://jgap.jp/ JGAP認証機関一覧 https://jgap.jp/gap/certification.html MPSジャパン http://www.mps-jfma.net/